

板橋区産業融資制度運営要綱

(平成 24 年 3 月 31 日 区長決定)
(平成 25 年 3 月 31 日 区長決定)
(平成 27 年 3 月 31 日 区長決定)
(平成 28 年 4 月 1 日 区長決定)
(平成 30 年 3 月 22 日 区長決定)
(平成 31 年 4 月 1 日 区長決定)
(令和 4 年 4 月 1 日 区長決定)
(令和 5 年 4 月 1 日 区長決定)

(目的)

第 1 条 この要綱は、板橋区内の中小企業者及び小規模企業者等の経営の安定化と経済活動の円滑化を図るため、必要な事業資金の金融機関への融資のあっせん和利子補給を行う産業融資制度の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

(1) 中小企業者

中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項各号のいずれかに該当する者をいう。

(2) 小規模企業者

法第 2 条第 3 項各号のいずれかに該当する者をいう。

(3) 団体

主として中小企業者で構成する団体をいう。ただし、法人格を有しない団体については、別に定める商店街振興融資の申込資格の要件に該当するものとする。

(4) 責任共有制度

責任共有制度要綱（平成 18・09・12 中庁第 2 号）に規定する責任共有制度をいう。

(融資のあっせん)

第 3 条 板橋区（以下「区」という。）は、区長が指定する金融機関（以下「取扱金融機関」という。）から資金の貸付を受けようとする者（以下「申込者」という。）の申出に基づき、審査し、適当と認めたものについて、取扱金融機関に対し融資のあっせんを行う。

(契約)

第 4 条 区は、産業融資制度を適正かつ円滑に運営するために必要な事項について、取扱金融機関との間において、あらかじめ契約を締結する。

(融資の種類)

第 5 条 区があっせんする融資の種類は、次の各号に定めるとおりとする。ただし、非常災害又は経済変動等により資金需要が増大した場合で、区長が特に必要と認めるときは、特例を定めて融資のあっせんを行うことができる。

(1) 一般制度

ア 「事業資金融資」 中小企業者の事業に必要な資金の融資

イ 「事業資金融資 経営改善特例」 中小企業者の経営改善や経営革新に必要な

資金の融資

- ウ 「設備資金融資」 中小企業者の設備改善に必要な資金の融資
 - エ 「ものづくり設備資金融資」 日本標準産業分類において大分類 E-製造業を営む中小企業者の設備改善に必要な資金の融資
 - オ 「借換資金融資」 中小企業者が、区があっせんした融資の既存残高の借換を行うために必要な資金の融資
- (2) 全国統一保証制度
- ア 「小口資金融資」 小規模企業者の事業に必要な資金の融資
 - イ 「小口資金融資 経営改善特例」 小規模企業者の経営改善や経営革新に必要な資金の融資
 - ウ 「小口資金融資 借換特例」 小規模企業者が、区があっせんした融資の既存残高の借換を行うために必要な資金の融資
- (3) 特別制度
- ア 「創業支援融資」 区内で創業するために必要な資金の融資
 - イ 「商店街振興融資」 商店街の高度化事業又は国、東京都及び区の施策と密接な関わりのある商店街の事業に必要な資金の融資
 - ウ 「事業承継資金融資」 中小企業者の事業承継に必要な資金の融資

(融資のあっせん条件)

第6条 前条各号に掲げる融資の限度額、利率、資金使途、融資期間及び利用対象者等は、別表第1のとおりとする。

- 2 融資の利率は、当初貸付時の固定金利とする。
- 3 前条第2号に掲げる融資は、東京信用保証協会（以下「保証協会」という。）の行う信用保証制度のうち、小口零細企業保証制度（以下「全国小口保証」という。）を利用するものとする。
- 4 前条第3号アに掲げる融資は、保証協会の行う信用保証制度のうち、創業関連保証（再挑戦支援保証を含む。）、創業等関連保証制度を利用するものとする。ただし、保証協会が当該融資の一部又は全部について利用を認めないときは、その限りでない。

(申込者の資格)

第7条 第5条各号に掲げる融資を利用しようとする者は、次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。ただし、第5条第3号アに掲げる融資にあつては、次条に定めるところによる。

- (1) 第2条第1号又は第2号に該当する者であること。ただし、第5条第2号に掲げる制度の申込者は、第2条第2号に該当する者とする。
- (2) 主たる事業所（団体にあつては事務局。以下同じ。）の所在地が区内にあること。
- (3) 引き続き1年以上、同一事業を営んでいること。
- (4) 法人事業者の場合、申込日現在において法人住民税を滞納していないこと。個人事業主の場合、申込日現在において個人住民税及び軽自動車税を滞納していないこと。
- (5) 保証協会の保証対象業種（以下「対象業種」という。）を営んでいること。この場合において、許認可等の必要な事業については、その事業を営むことについての許認可等を受けていること。
- (6) 融資を受ける資金（以下「借受金」という。）の使途が適正であること。
- (7) 借受金の返済能力を有すること。
- (8) 成人年齢に達していること。

(創業支援融資の申込資格)

第8条 第5条第3号アに掲げる融資の申込者は、対象業種を区内において創業しようとする者(創業後1年未満の者を含む。)で、次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 創業後に申込む場合を除き、申込日現在において事業を営んでいない個人であること。
- (2) 申込日現在において、個人住民税及び軽自動車税を滞納していないこと。
- (3) 創業についての計画が適正であると認められること。
- (4) 借受金の使途が適正であること。
- (5) 借受金の返済能力を有すること。
- (6) 創業しようとする事業又は創業後1年未満の事業が、対象業種に属していること。また、許認可等の必要な事業については、その事業を営むことについての許認可等を事業開始までに受けていること。

(商店街振興融資の申込資格の追加要件)

第9条 第5条第3号イに掲げる融資の申込者は、第7条各号に掲げる要件のほか、次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 構成員の3分の2以上が区内に事業所を有すること。
- (2) 構成員のおおむね全員が対象業種を営む者であること。
- (3) 原則として、融資に係る債務について団体の理事全員の連帯保証が得られること。

(事業承継資金融資の申込資格の追加要件)

第10条 第5条第3号ウに掲げる融資の申込者は、第7条各号に掲げる要件のほか、次に掲げる各号のいずれかの要件を備えていなければならない。

- (1) 事業承継を5年以内に行う計画を策定し、計画の実行に取り組むこと。
- (2) 事業承継をした日から5年未満であって、事業計画を策定し、事業承継後の経営の安定化等に取り組むこと。

(申込者の適用除外)

第11条 次に掲げる各号のいずれかに該当する者は、産業融資制度を利用することができない。

- (1) 公益財団法人板橋区産業振興公社(以下「公社」という。)又は保証協会から代位弁済を受け、現に求償債務が残っている者及びその者が代表者である法人事業者
- (2) 公社又は保証協会に対する求償債務の完済後、6か月を経過していない者及びその者が代表者である法人事業者
- (3) 公社又は保証協会に対して、求償権の保証人として保証債務を負っている者及びその者が代表者である法人事業者
- (4) 金融機関から取引停止処分を受けている者(原則として第1回目の不渡りを出してから6か月を経過していない者を含む。)
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)、破産法(平成16年法律第75号)等に基づく法的手続き申立中の者又は任意整理手続き中の者
- (6) 休眠会社及び3か月以上休業している者。ただし、事業所の改築又は改装による場合は、6か月以上休業している者
- (7) 営業又は事業に関し公序良俗に反する行為、又は違法な行為を行っている者
- (8) 過去に制度融資資金を不正に使用したことがある者

- (9) 東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）第 2 条に定める暴力団、暴力団員、暴力団関係者、規制対象者等に該当する者
- (10) 前各号に掲げるもののほか、区長が適当でないと認める者

（あっせんの制限）

- 第 1 2 条 第 5 条第 1 号及び第 3 号ウに掲げる融資にあっては、申込みをしようとする額と、同号において既に現存する借受金（以下「既存融資」という。）の返済残額を合計した額が 8 千万円を超えない範囲において、3 件まであっせんを受けることができる。ただし、申込日現在、区があっせんした既存融資の返済残額が金銭消費貸借契約書の約定（以下「約定」という。）どおりでなければ、原則としてあっせんを行わない。また、同条第 1 号イに掲げる融資を既に利用し、返済中の者は、当該融資について重複してあっせんを受けることはできない。
- 2 第 5 条第 2 号に掲げる融資は、全国小口保証の融資限度額を超えて申込みすることはできない。また、同号イに掲げる融資を既に利用し、返済中の者は、当該融資について重複してあっせんを受けることはできない。
 - 3 第 5 条第 3 号ア及びウに掲げる融資を既に利用し、返済中の者は、当該融資について重複してあっせんを受けることはできない。
 - 4 第 5 条第 1 号に掲げる融資制度において、別に定めるものを除き、資金用途が同一のものを分割し、同時期に複数申し込むことはできない。
 - 5 第 5 条第 1 号オ及び第 2 号ウに掲げる融資（以下「借換融資」という。）の完済対象とすることができるのは、区があっせんした既存融資のうち、同条第 1 号オ、第 2 号ウに掲げる融資並びに板橋区経営安定化特別融資運営要綱第 5 条に該当する経営安定化特別融資を除いたものとする。
 - 6 借換融資の完済対象とする融資は、約定どおり 6 か月以上返済されていなければならない。
 - 7 借換融資は追加融資を含めなければならない。
 - 8 第 5 条第 1 号オに掲げる融資において、既往借入金に責任共有制度の対象となる保証（以下「責任共有対象」という。）が付いている場合は、責任共有制度の対象外となる保証（以下「責任共有対象外」という。）を付けて借換えることはできない。
 - 9 第 5 条第 1 号オに掲げる融資において、複数の既往借入金の借換えにあたり、当該借入金に付いている保証が責任共有対象、対象外が混在している場合は、借換え後の融資に付ける保証は責任共有対象としなければならない。
 - 10 第 5 条第 2 号ウに掲げる融資の完済対象とすることができるのは、責任共有対象外であり、かつ取扱金融機関が同一の融資とする。
 - 11 申込者が、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合、区は、当該あっせん行為を取消すことができ、かつ、当該申込者の以後のあっせんに制限することができる。
 - (1) 虚偽の申請その他不正の手段により、あっせんを受けたとき。
 - (2) あっせんの決定内容又はあっせんに際して付した条件等に違反したとき。

（貸付形式）

- 第 1 3 条 借受金の貸付形式は、証書貸付、手形貸付及び手形割引とする。ただし、極度設定のある貸付・割引（根保証形式のもの）を除く。なお、手形貸付及び手形割引によるときは、取扱金融機関は区とあらかじめ協議を行わなければならない。

（返済方法）

- 第 1 4 条 借受金の返済方法は、一括返済又は均等月賦返済の方法によるものとする。

ただし、一括返済を行うときは、融資期間を6か月以内にしなければならない。

2 借受金の返済については、必要に応じ据え置き期間を設けることができる。ただし、借換融資を除く。

(保証及び担保)

第15条 取扱金融機関は、融資について必要に応じ連帯保証人を立てさせ、及び担保を徴することができる。

2 取扱金融機関は、区があつせんする融資について、必要があると認めるときは、信用保証を貸付の条件にすることができる。ただし、第5条第2号及び第3号アに掲げる融資にあつては、必ず保証協会の信用保証を貸付の条件にしなければならない。

(利子補給の金額)

第16条 区は、産業融資制度を利用し、事業資金の融資を借り受ける者（以下「借受者」という。）の負担を軽減するため、第6条に規定する融資の利率に別表第2に規定する利子補給係数を乗じた割合の利子を、同表に定めた利子補給限度割合及び利子補給限度期間の範囲内で補給する。

2 別に定める利子補給優遇加算項目に該当した場合、別表第2に定めた利子補給係数及び利子補給限度割合を引き上げることができるものとする。

3 利子補給の金額は、各融資の利子補給対象月において、次条第2号に規定する元金の残高に別表第2に規定する利率を乗じ、年間の日数で除したものに、当該残高であった日数を乗じた額とする。なお、この金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(利子補給の手続及び方法)

第17条 区は、前条に規定する利子補給金（以下「利子補給金」という。）を、次の各号に掲げるところにより交付する。

(1) 借受者の承認を得た上で、取扱金融機関の請求に基づき交付する。ただし、特別の事情がある場合は、借受者の請求に基づき交付することができる。

(2) 利子補給は、当初貸付時の約定に基づく元金に対して行う。ただし、当該元金が実際の残存元金より多い場合は、実際の残存元金について行う。

(3) 利子補給の期間は、別表第2に定める利子補給期間を限度とする。ただし、当初貸付時の約定返済期間が、別表第2に定める利子補給期間よりも短い場合は、当初貸付時の約定返済期間を限度とする。

(利子補給の交付の取消し)

第18条 借受者が次の各号のいずれかに該当したときは、利子補給金の全部又は一部を交付しないことができる。

(1) 事業を廃止したとき又は3か月以上休業したとき。ただし、事業所の改築又は改装による場合は6か月以上休業したとき。

(2) 事業を営んでいると認められなくなったとき。

(3) 区内に主たる事業所を有しなくなったとき。

(4) 申込み内容に偽りがあつたとき。

(5) 金銭消費貸借契約に基づき、資金の返済期限の利益を喪失したとき。

(6) 保証協会による代位弁済を受けたとき。

(7) 債務整理を行ったとき。

(8) 利子補給割合の優遇加算項目に該当しなくなったとき。

(9) その他公序良俗に著しく反すると思われる行為があつたとき。

- 2 区は、あっせんの取消及び制限を行った場合、又は取扱金融機関及び借受者からの申請・報告・請求に虚偽若しくは錯誤があった場合若しくは借受者が前項各号の利子補給の交付の取消のいずれかに該当した場合において、既に利子補給金が過払いされているときは、当該利子補給金の過払い分について、返還を命じることとする。

(利子補給の請求期日)

第19条 取扱金融機関又は借受者は、第16条の規定により算出した前月分の利子補給金を毎月末日までに区に請求するものとする。

(取扱金融機関の責務)

第20条 取扱金融機関は、区から融資のあっせんのあった者について、融資を適当と認めるときは、当該金融機関の取扱方法により速やかに融資するものとする。

- 2 取扱金融機関は、融資に際して、申込者と取引がないことを理由に融資を拒否してはならない。

- 3 取扱金融機関は、融資に際して、調査料又は手数料等の請求及び融資を条件とする預貯金の勧奨等申込者に特別の負担を課してはならない。ただし、信用金庫、信用組合又は農業協同組合にあっては、必要最小限の出資金を納付させることができる。この出資金について、借受金の完済後に借受者から申出があったときは、返還その他の措置をとるものとする。

(報告)

第21条 金融機関は、毎月10日までに前月中の融資状況について区に報告するものとする。

(調査)

第22条 区は、産業融資制度の円滑な運営を図るため、必要と認めるときは、取扱金融機関の融資状況について調査することができるものとする。

(東京都中小企業制度融資との連携)

第23条 東京都中小企業制度融資との連携については、別に定める。

(委任)

第24条 この要綱に基づく申込みその他この要綱の施行に関し必要な事項は、産業経済部長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

- 2 この要綱の改正前の板橋区産業融資制度運営要綱(平成16年3月10日区長決定)、板橋区産業融資制度小口資金融資(小口零細企業保証制度)運営要綱(平成19年9月20日区長決定)及びコミュニティビジネス・空き店舗活用支援融資等臨時融資制度運営要綱(平成17年3月31日区長決定)に基づく融資は、この要綱に基づく融資とみなす。

付 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

- 2 この改正後の要綱の規定は施行日以降に受理した融資について適用し、施行日前に

受理した融資については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この改正後の要綱の規定は施行日以降に受理した融資について適用し、施行日前に受理した融資については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この改正後の要綱の規定は施行日以降に受理した融資について適用し、施行日前に受理した融資については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の板橋区産業融資制度運営要綱の規定は、施行日以降に受理した制度融資の申出について適用し、施行日前に受理した制度融資の申出については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の板橋区産業融資制度運営要綱の規定は、施行日以降に受理した制度融資の申出について適用し、施行日前に受理した制度融資の申出については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の板橋区産業融資制度運営要綱の規定は、施行日以降に受理した制度融資の申出について適用し、施行日前に受理した制度融資の申出については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の板橋区産業融資制度運営要綱の規定は、施行日以降に受理した制度融資の申出について適用し、施行日前に受理した制度融資の申出については、なお従前の例による。

別表第1 (第6条関係)

	融資の種類	融資限度額	利率	資金使途	融資期間	利用対象者
一般制度	事業資金融資	3,000万円	長期 プライムレート +0.2%以内	運転 設備	7年以内 (据置6か月以内 を含む。)	中小企業者
	事業資金融資 経営改善特例			設備	10年以内 (据置1年以内 を含む。)	
	設備資金融資	5,000万円		運転 設備		
	ものづくり 設備資金融資			5,000万円	運転 設備	
	借換資金融資	5,000万円	長期 プライムレート +0.2%以内	運転 設備	10年以内 (据置なし。 但し、既存残高の 残りの返済期間よ り長期とすること。)	
全国統一 保証制度	小口資金融資	2,000万円	長期 プライムレート 以内	運転 設備	6年以内 (据置6か月以内 を含む。)	小規模 企業者
	小口資金融資 経営改善特例				一括返済の場合 6か月以内	
	小口資金融資 借換特例	2,000万円		長期 プライムレート 以内	運転 設備	
特別制度	創業支援融資	2,000万円 ※原則、自己資金の範囲内 (創業後の場合を除く。)	長期 プライムレート 以内	運転 設備	7年以内 (据置1年以内を 含む。)	区内で 創業する者 または、 創業後1年 未満の者
	商店街振興融資	8,000万円	長期 プライムレート 以内	運転 設備	8年以内 (据置6か月以内 を含む。)	商店街 振興組合
	事業承継資金融資	5,000万円	長期 プライムレート +0.2%以内	運転 設備	10年以内 (据置1年以内 を含む。)	中小企業者

備考 一般制度及び事業承継資金融資の場合、保証協会の保証が責任共有制度の対象外となったとき、各項目の利率から0.2%を差し引いた値が上限利率となる。

別表第2（第16条・第17条関係）

	融資の種類	利子補給係数	利子補給限度割合 (年利)	利子補給限度期間
一般制度	事業資金融資	0.4	1.5%	42か月目まで
	事業資金融資経営改善特例	0.7	3.0%	
	設備資金融資	0.3	1.0%	60か月目まで
	ものづくり設備資金融資	0.9	3.0%	
	借換資金融資	0.2	1.0%	42か月目まで
全国統一保証制度	小口資金融資	0.6	3.0%	36か月目まで
	小口資金融資 経営改善特例	0.8		
	小口資金融資 借換特例	0.3	1.0%	36か月目まで
特別制度	創業支援融資	0.8	3.0%	42か月目まで
	商店街振興融資	0.6	3.0%	48か月目まで
	事業承継資金融資	0.9	3.0%	60か月目まで